

山 梨 労 働 局 発 表
平成30年12月25日（火）

【照会先】
山梨労働局職業安定部職業対策課
課 長 市川 正明
地方障害者雇用担当官 坂本 成民
(電話) 055(225)2858
(内線461、463)

～山梨県における平成30年公的機関等障害者雇用状況集計結果～

厚生労働省山梨労働局（局長 木幡繁嗣）では、公的機関等の平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので、公表します。

障害者雇用促進法において、公的機関等についても民間企業と同様に常時雇用する職員に対して一定割合（法定雇用率2.5%（県教育委員会は2.4%））以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況について、障害者の通報及び報告義務のある公的機関等の状況を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

〈地方公共団体〉

（法定雇用率：県の機関及び市町村等2.5%、但し県教育委員会は2.4%）

- 実雇用率は県の機関、県教委、市町村等で対前年を上回った。
 - ・ 県の機関 : 雇用障害者数 83.0人〔78.0人〕、実雇用率 2.14%〔2.01%〕
 - ・ 県教委 : 雇用障害者数 98.5人〔98.5人〕、実雇用率 1.73%〔1.62%〕
 - ・ 市町村等 : 雇用障害者数 236.5人〔225.5人〕、実雇用率 2.47%〔2.32%〕
- 法定雇用率達成機関(2.5%適用)の割合は、72.2%で全国の69.7%を上回った。

〈地方独立行政法人等〉

（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は対前年を下回った。
 - ・ 雇用障害者数 59.0人〔62.0人〕、実雇用率2.11%〔2.26%〕

※〔 〕は前年の値

※〔 〕は平成30年10月22日に公表した再点検実施結果後の数値を反映したもの。

障害者任免状況等報告の集計結果(概要)

1 地方公共団体における在職状況

- ・ 地方公共団体の法定雇用率（2.5％）が適用される機関（40.0人以上規模の機関）に在職している障害者の数は 319.5人、実雇用率は 2.38％であった。さらに、法定雇用率を達成している機関は、36機関中26機関、達成割合は72.2％（全国69.7％）となっている。〔総括表1、詳細表1(1)、(2)〕
- ・ このうち、市町村等については、在職している障害者の数は 236.5人、実雇用率は2.47％であり、法定雇用率を達成している機関は33機関中24機関、達成割合は72.7％となっている。〔詳細表1(1)〕
- ・ 県の機関については、在職している障害者の数は83.0人、実雇用率は 2.14％であり、法定雇用率を達成している機関は3機関中2機関、達成割合は66.7％となっている。〔詳細表1(2)〕
- ・ また、2.4％の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）については、在職している障害者の数は98.5人、実雇用率は1.73％であり法定雇用率を達成していない。〔総括表2、詳細表1(3)〕

2 地方独立行政法人等における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は59.0人、実雇用率は2.11％で、法定雇用率を達成している機関は4機関中1機関、達成割合は25.0％となっている。〔総括表3、詳細表2〕

3 今後の取組

- ・ 公的機関については、昨年に比べ在職している障害者の数が伸びたものの、達成割合は減少となった。今後は未達成機関に対して「やまなし障害者雇用推進キャンペーン2019」（平成30年12月から平成31年3月まで）において実施する各種事業を通じて労働局、ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携を図り、障害者雇用を集中的に推進していく。

総括表

1. 山梨労働局管内の地方公共団体のうち県の機関、市町村等の機関で法定雇用率2.5%が適用（平成29年においては法定雇用率2.3%が適用）となる機関の障害者の在職状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成29年	34	13,598.0	303.5	2.23	2.30	26	76.5	77.1
平成30年	36	13,434.0	319.5	2.38	2.39	26	72.2	69.7

2. 山梨労働局管内の地方公共団体である県教育委員会等の法定雇用率2.4%が適用（平成29年においては法定雇用率2.2%が適用）となる機関の障害者の在職状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成29年	1	6,064.0	98.5	1.62	1.85	0	0.0	57.4
平成30年	1	5,699.0	98.5	1.73	1.90	0	0.0	43.3

3. 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の法定雇用率2.5%が適用（平成29年においては法定雇用率2.3%が適用）となる機関の障害者の雇用状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成29年	4	2,740.0	62.0	2.26	2.38	1	25.0	76.6
平成30年	4	2,790.0	59.0	2.11	2.54	1	25.0	69.0

詳細表

1. 山梨労働局管内の地方公共団体の平成30年6月1日現在における機関別の障害者任免状況

(1)市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

33機関(うち達成機関(注3) 24機関、未達成機関 9機関、達成機関割合72.7%)

	※ 特例 認定	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
市町村等の合計		9,557.0	236.5	2.47	18.0	
甲府市(特例認定)	○	1,838.0	58.5	3.18	0.0	
富士吉田市		515.0	11.0	2.14	1.0	
富士吉田市教育委員会		118.0	3.0	2.54	0.0	
甲州市		362.5	5.0	1.38	4.0	
甲州市教育委員会		135.0	3.0	2.22	0.0	
都留市		341.5	5.0	1.46	3.0	平成30年12月1日現在達成
都留市教育委員会		67.5	2.0	2.96	0.0	
山梨市(特例認定)	○	516.0	12.0	2.33	0.0	
大月市		286.0	7.0	2.45	0.0	
韮崎市		355.5	9.5	2.67	0.0	
韮崎市教育委員会		72.0	1.0	1.39	0.0	
南アルプス市(特例認定)	○	623.5	16.0	2.57	0.0	
甲斐市(特例認定)	○	429.0	7.0	1.63	3.0	
笛吹市(特例認定)	○	508.0	14.0	2.76	0.0	
北杜市(特例認定)	○	765.0	17.0	2.22	2.0	
上野原市		179.0	5.0	2.79	0.0	
中央市(特例認定)	○	367.0	9.0	2.45	0.0	
市川三郷町(特例認定)	○	302.5	8.0	2.64	0.0	
富士川町		178.0	7.0	3.93	0.0	
早川町		44.0	0.0	0.00	1.0	
身延町		172.0	4.5	2.62	0.0	
身延町教育委員会		60.0	1.0	1.67	0.0	
南部町		89.0	2.0	2.25	0.0	
昭和町(特例認定)	○	210.0	3.0	1.43	2.0	
西桂町		68.0	1.0	1.47	0.0	
忍野村		88.5	2.0	2.26	0.0	
山中湖村		129.0	2.0	1.55	1.0	
富士河口湖町		155.0	4.0	2.58	0.0	
鳴沢村		45.0	0.0	0.00	1.0	
甲府市上下水道局		173.0	4.0	2.31	0.0	
身延町早川町一部 事務組合立 飯富病院		85.5	4.0	4.68	0.0	
峡南医療センター企業団		225.0	6.0	2.67	0.0	
甲州市勝沼ぶどうの丘		54.0	3.0	5.56	0.0	

※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(2) 山梨県の機関（法定雇用率2.5%）

3機関(うち達成機関(注3) 2機関、未達成機関 1機関、達成機関割合66.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	3,877.0	83.0	2.14	15.0	
山梨県知事部局	3,437.0	70.0	2.04	15.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	371.0	10.0	2.70	0.0	

(3) 山梨県の機関（法定雇用率2.4%）

1機関(うち達成機関(注3) 0機関、未達成機関 1機関、達成機関割合0.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	5,699.0	98.5	1.73	37.5	
山梨県教育委員会	5,699.0	98.5	1.73	37.5	

2. 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の平成30年6月1日現在における障害者雇用状況(法定雇用率2.5%)

4機関(うち達成機関(注3) 1機関、未達成機関 3機関、達成機関割合25.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	2,790.0	59.0	2.11	9.0	
国立大学法人 山梨大学	1,642.0	39.0	2.38	2.0	
公立大学法人 山梨県立大学	113.0	2.0	1.77	0.0	
公立大学法人 都留文科大学	128.0	1.0	0.78	2.0	平成30年12月1日現在達成
山梨県立病院機構	907.0	17.0	1.87	5.0	

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業 ……	一般の民間企業 ……………	2. 2 % [2. 0 %]
	（45.5人〔50人〕以上規模の企業）	
	特殊法人等 ……………	2. 5 % [2. 3 %]
	〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
○ 国、地方公共団体 ……………		2. 5 % [2. 3 %]
	（40人〔43.5人〕以上規模の機関）	
○ 都道府県等の教育委員会 ……………		2. 4 % [2. 2 %]
	（42人〔45.5〕以上規模の機関）	

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること